

証明予定事実記載書

平成23年3月7日

東京地方裁判所 刑事第11部 殿

検察官の職務を行う指定弁護士

大室俊三

村本道夫

山本健一

被告人小沢一郎こと小澤一郎に対する政治資金規正法違反被告事件について、検察官の職務を行う指定弁護士が証拠により証明しようとする事実は、下記のとおりである。なお主要証拠欄に記載した証拠番号は、乙号証であることを明示したものの以外は、すべて甲号証である（注：証拠の表示は省略した。）。

第1 本件の関係者及び被告人の関係政治団体等

1 被告人

被告人小沢一郎こと小澤一郎は、昭和44年の初当選以来現在まで連続して当選している衆議院議員である。この間、自由民主党幹事長、新生党代表幹事、新進党党首、自由党党首等を務め、平成15年9月に自由党が民主党と合併した後、民主党代表、民主党幹事長等を歴任した。

2 被告人の事務所及び秘書等

被告人が政治活動の拠点とする事務所として、衆議院第一議員会館内の事務所のほか、港区赤坂2丁目17番12号所在の「チュリス赤坂701号室」（以下「赤坂事務所」という。）及び選挙区である岩手県奥州市水沢区袋町所在の建物（以下「水沢事務所」という。）が存在する。これらの事務所にはそれぞれ3名ほどの秘書が勤務している。

平成16年当時、被告人の東京所在の事務所に勤務する秘書らは、世田谷区深沢6丁目所在の被告人の私邸近くにある被告人の妻小澤和子（以下「和子」という。）所有の2棟の建物（以下「旧秘書寮」という。）に居住し、毎朝、被告人の私邸に集合して被告人への報告をしたり指示を受けたりした後、秘書用の乗用車2台に分乗してそれぞれの職場に出勤するのを常としていた。

3 被告人の関係政治団体等

- (1) 赤坂事務所には、被告人の関係政治団体である陸山会、誠山会、小沢一郎政経研究会（以下「政経研究会」という。）及び小沢一郎東京後援会（以下「東京後援会」という。）の主たる事務所が、また被告人が代表者を務める民主党岩手県第4区総支部（以下「民主党第4支部」という。）の東京事務所が置かれている（なお、以上の5団体を総称するときは、以下「本件5団体」という。）。
- (2) 陸山会は、「小沢一郎氏の政治活動に全面的に協力し、真の民主主義のために、健全な議会政治の確立を期することを目的」とし、昭和51年2月27日に政治資金規正法6条1項の規定による設立届けがされた政治団体である。被告人は平成6年11月にその代表者となって陸山会を資金管理団体に指定し、平成7年1月5日、自治大臣及び東京都選挙管理委員会に資金管理団体指定届を提出した。平成16年、17年当時、本件の共犯者である大久保隆規（以下「大久保」という。）が会計責任者であった。
- (3) 民主党第4支部は、水沢事務所に主たる事務所を置き、平成16年、17年当時、被告人が代表者であり、大久保が会計責任者であった。
- (4) 誠山会、政経研究会及び東京後援会は、平成16年、17年当時、いずれも

大久保が代表者であり、平成17年7月までは共犯者石川知裕（以下「石川」という。）が、それ以降は共犯者池田光智（以下「池田」という。）が、会計責任者であった。

- (5) 本件5団体の経理事務は、平成12年11月から平成17年7月までは石川が、それ以降平成21年10月までは石川の後任である池田がそれぞれ担当した。ただし池田は、平成17年1月から石川の後任として、その手伝いや引継ぎをした。

本件5団体は独立した固有の組織や活動実態はほとんどなく、その経理事務も、被告人の政治活動にかかわる収入や支出を、団体の性格に応じて適宜振り分け、赤坂事務所で一括して処理しているというのが実態であった。

石川及び池田は、上記の任にある間、毎年3月末日までに本件5団体の収支報告書を作成し提出していたが（なお民主党第4支部の収支報告書については水沢事務所の支出分を加え、水沢事務所から提出していた。）、提出に先立ち本件5団体の年間の収入と支出をまとめた一覧表を作成して被告人に示し、これをもとに本件5団体の収支状況を報告し、被告人の決裁を受けていた。

4 共犯者

- (1) 大久保は、平成3年及び7年の選挙で釜石市議会議員に当選したが、平成11年4月の釜石市長選挙に立候補するものの落選したことから、かねて政治家として憧れていた被告人に入門を申し込んだ。被告人に入門を許され、同年11月単身上京し、被告人の書生として被告人の私邸のガレージ2階（以下「書生部屋」という。）に住み込みながら庭掃除や被告人の散歩のお供等の書生仕事をし、その傍ら、秘書の見習いをするようになった。平成12年ころから被告人の東京在住の秘書らを統括する立場になり、同16年7月に公設第2秘書となり、同17年1月ころ公設第1秘書に昇格した。

大久保は、東京在住の秘書らを統括する一方、陸山会及び民主党第4支部の会計責任者、誠山会、政経研究会、東京後援会の代表者をつとめ、石川及びそ

の後任の池田らがする本件5団体の経理事務の処理や収支報告書の作成を統括していた。

- (2) 石川は、政策や意見がぶれない政治家として被告人を尊敬していたことから、早稲田大学商学部在学中の平成8年2月に被告人の書生となり、書生部屋に住み込んで私邸周辺の道路や小鳥の小屋の掃除、散歩のお供等の書生仕事をするようになった。平成9年4月から私設秘書兼運転手となって以降も書生部屋に住み込み、同様の仕事を続けていた。その後赤坂事務所、水沢事務所の勤務を経て、平成12年11月ころ赤坂事務所に戻り、自身が総選挙に出馬するために被告人の秘書を辞する平成17年6月末まで被告人の私設秘書として赤坂事務所に勤務した。

石川は平成12年11月以降、旧秘書寮に住み、小沢事務所において本件5団体の経理事務のほか政治資金パーティーの開催準備などを担当した。平成16年分の陸山会の収支報告書の作成には、会計責任者である大久保を補佐する者として関与し、その作成事務を中心的に担った。

石川は、平成17年9月の衆議院議員選挙に民主党公認で立候補し落選したが、平成19年に繰上当選により衆議院議員となり、平成21年8月の衆議院選挙でも当選し、現在2期目の衆議院議員である。

- (3) 池田は、被告人をこれからの日本を引っ張っていくリーダー的な存在であると考え、早稲田大学政治経済学部在学中から、当時被告人が党首を務めていた新進党の学生部に所属していた。大学4年次から書生部屋に住み込んで炊事や洗濯などの書生仕事を続け、卒業後の平成12年10月からは水沢事務所に住み込んで書生兼秘書として後援会の名簿の入力作業、冠婚葬祭への代理出席、選挙運動の手伝いなどを行った。

平成17年1月から赤坂事務所に勤務するようになり、同年7月から石川の後任として本件5団体の経理事務の担当を引き継いだ。平成17年分の陸山会の収支報告書作成には、会計責任者である大久保を補佐する者として関与し、

その作成事務を中心的に担った。

平成21年に実施された衆議院議員選挙で民主党が大勝し政権交代が実現したことから、池田は将来は自らも政治家への道を進むことを考え、そのためには地元を中心に政治活動をする必要があると判断し、同年10月被告人の私設秘書を辞し、千葉13区選出の若井康彦衆議院議員の私設秘書となった

5 被告人と共犯者らの関係

大久保ら本件の共犯者は、いずれも被告人を尊敬してその書生を経て秘書となった者たちであり、被告人に関係する重要な問題はすべて被告人の指示に従い、被告人に独断で事を運ぶことはなかった。特に石川は被告人に気を遣い、こまめに報告を行っていた。

被告人はその政治活動を支える本件5団体の収支状況について特に関心が深く、前述したとおり毎年収支報告書を提出する前に経理事務の担当者に本件5団体の収支状況を報告させ決裁していたが、その際「とにかく節約しろ。」と言って、できるだけ支出を抑えるように指示していた。

第2 陸山会による本件土地購入の経緯

1 本件土地購入に至る経緯

- (1) 大久保は、平成16年夏ころから、被告人の私邸の近くに、秘書のための新たな寮を建築するのに適当な100㎡から130㎡の広さの土地を物色していたが、9月下旬ころ、世田谷区深沢8丁目28番5、同19の土地2筆（合計約476㎡。以下「本件土地」という。）の4区画の宅地のうちのどれかが適当であると考え被告人に相談したところ、被告人も「この間、散歩ついでに、例の分譲地を見てきた。あそこだったら、いいところだな。あれでいいんじゃないか。」と本件土地が気に入った旨を述べて、陸山会でその区画全部を購入するよう指示した。

その後大久保は石川に、本件土地を購入し建物を建てるのに必要と見込まれ

る4億円の調達について相談したが、石川の計算では本件5団体の資金を使用すると本件5団体の日常の資金繰りにも困難を来すことになるので本件5団体の資金で購入することに難色を示した。そこで大久保は被告人と相談することとし、石川と共に被告人の許を訪れ、「建築費を含めると4億円ほど必要だが、本件5団体の資金から用意するのが困難である」旨を訴えたところ被告人は「分かった。じゃあ俺が4億円を用立てよう。4億全部貸すから、ちゃんと戻せよ。」と述べ、被告人が陸山会に4億円を提供することを約するとともに、引き続き本件土地を購入するように指示した。

- (2) 9月24日、大久保は本件土地の仲介をしていた株式会社ミブコーポレーション（以下「ミブコーポレーション」という。）に連絡を取り、翌25日、同社桜新町本店（以下「同社本店」という。）で担当者と面談し購入の意思があることを伝え、本件土地が売出中であることを確認し直ちにこれを被告人に報告した。そして当日中、ないし翌26日に、担当者に本件土地を現金一括払いで購入する旨を申し出た。

9月26日夕方、大久保は同社本店を訪ね、担当者に、本件土地を、政治団体である陸山会が、販売価格どおり3億4264万円で購入する意向を伝えるとともに、所定事項が記入された購入申込書、一般媒介契約書などの用紙を受け取り、石川にその作成を指示した。

10月1日、大久保と石川は、あらかじめ作成していた上記書類を持参して、同社本店に赴き、更に打ち合わせをした。この打ち合わせにおいて、売買契約締結の日を10月5日ととすること、同日、手付金、仲介手数料の内金、契約書用の印紙代としてそれぞれ1000万円、500万円、8万円の合計1508万円を支払うこと、残代金決済日を10月29日とすることが合意された。

2 売買契約の締結と決済

- (1) 石川は、ミブコーポレーションの担当者から受領した本件土地の売買契約書及び重要事項説明書に、買主の住所として「東京都港区赤坂2-17-12チ

ユリス赤坂701号室」，買主の氏名として「陸山会代表小沢一郎」と書き込み，これを10月4日ころまでにミブコーポレーションの担当者に渡した。

10月5日，大久保と石川は，同社本店に赴き，売主である東洋アレックス株式会社（以下「東洋アレックス」という。）との間で本件土地の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し，石川は売主らに対し，手付金等として赤坂事務所の金庫に保管していた現金のうちから持参した合計1508万円を支払った。

本件売買契約では，10月29日の決済日の残代金支払時に本件土地の所有権が移転し，東洋アレックスは，残代金の支払と引換えに本件物件を陸山会に引き渡し，かつ所有権移転登記手続をすることが合意されていた。

(2) 本件土地の現況は宅地であるが登記簿上の地目が畑であったため，所有権移転登記をするためには農業委員会への届出が必要であるところ，売主である東洋アレックスは，契約日当日に受領していた陸山会が押印済みの「農地法第5条第1項第3号の規定による農地転用届出書」を10月6日に世田谷区農業委員会に提出し，同月7日付の農地転用届出受理通知書をそのころ受領した。また，同月12日には，石川と共に本件土地の境界を確認し，同日までに本件土地の引渡し及び所有権移転登記の準備を完了した。

(3) 一方石川は，10月12日ころ，被告人から陸山会が所有し被告人が昼間の休憩用に使用している「元赤坂タワーズ902号室」に呼ばれ，被告人が提供することを約していた4億円を現金で受領したが（以下「本件4億円」という。），このときも，それ以降も，陸山会と被告人との間で，本件4億円について，利息の要否，返済の時期や回数等の具体的な返済方法が定められたことはなく，借用書等の借入れであることを証する書類も作成されなかった。

石川は，本件4億円を一旦赤坂事務所に運んで金庫に収納したあと，10月5日に陸山会が支払った1508万円を差し引いた残金にあたる3億8492万円を，13日，1億8000万円，18日，5000万円，21日，50

00万円、25日、5000万円、27日、5492万円と、順次、陸山会の6つの預金口座に分散して入金し、28日に1000万円を除きすべてりそな銀行衆議院支店の陸山会の口座番号6524382の普通預金口座（以下「本件りそな陸山会口座」という。）に移動し、29日の本件土地の売買残代金等の支払に備えた。

- (4) 10月29日、石川は、本件売買契約の決済のためにりそな銀行衆議院支店に赴き、同日10時ころ、本件りそな陸山会口座から、本件土地の売買残代金3億3264万円のうち3億1998万4980円を東洋アレックスの預金口座に振り込む方法で、1265万5020円を同支店振出しのいわゆる預金小切手で、それぞれ支払った。そしてこれらの支払と引換えに、東洋アレックスは陸山会に、後述する経緯から翌年1月にすることになった所有権移転本登記手続に関するものも含め本件土地の所有権移転登記手続に必要な一切の書類を交付した。またこのとき、東洋アレックスと陸山会との間で「不動産引渡し完了確認書」が作成され、本件土地の陸山会への引渡しも完了し、さらに本件土地の所有権も陸山会に移転した。また石川は、本件りそな陸山会口座から399万4300円及び90万2488円を引き出し、これらを仲介手数料残金及び登記手続費用として、それぞれミブコーポレーション及び司法書士に支払った。

この日は後述する経緯から所有権移転仮登記手続だけが行われ、本登記手続は平成17年1月7日に行われた。同月14日、陸山会は司法書士に対しその登記手続費用として金89万4613円を支払った。

第3 公訴事実第1の犯行状況

1 本件4億円を簿外処理する合意とこれに対応するための偽装工作

- (1) 石川は、本件4億円を一度に一箇所の預金口座に入金すると銀行員からその原資について疑いをもたれかねないと考え、多数の預金口座に分割して入金す

ることとし、前述のように10月13日から27日にかけてこれを実行した。

ところで本件4億円を平成16年の陸山会の収支報告書に「借入金」として記載すると、元金を返済しない限りその後も毎年「借入残高」欄に本件4億円が記載され続けることになる。石川は、本件4億円は「小沢先生が政治活動の中で何らかの形で蓄えた簿外の資金であり、表に出せない資金」であると考えており（被告人は今に至るもその出所について明確に説明していない。）、また本件4億円の存在が明らかになることは「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」（以下「資産公開法」という。）に基づいて被告人が作成、提出した平成15年11月9日を基準日とする資産等報告書の「預金」「貯金」欄がいずれも「なし」とされていながら被告人が4億円もの貸付けをすることの不自然さを際立たせることになるので、その記載を避けたいと考えた。更に、収支報告書には元金及び利息の返済も記載するので、本件4億円のように利息の要否も含めて一切返済方法等を定めず実際も当面返済する予定のない「借入金」をそのまま収支報告書に記載すると、元金も利息の返済もないことから、被告人から陸山会に対する寄附（贈与）と解され、政治資金規正法上の政治家個人から資金管理団体に対する1000万円を上限とする寄附の量的制限に違反する違法行為であるとされる可能性もあった。もちろん、特定寄附の要件を欠くので寄附金として処理することもできない。

このようなことから石川は、本件売買契約の決済日の直前である平成16年10月下旬ころ、本件4億円を本件土地の購入代金等の支払にはあてるものの陸山会がこれを被告人から借り入れた事実を隠し、会計帳簿や収支報告書に一切記載しない（以下「簿外処理」という。）必要があると決断した。

しかし、本件4億円で本件土地を購入しながらこれを簿外処理すると、陸山会の収支報告書の平成16年期首の繰越残高に期首から購入時までの収支差額を加算した金額では本件土地を購入することは不可能なので、本件4億円に代わる購入資金があるように見せかける手段を講じることが不可欠であった。

そこでそのための時間を確保するため、本件土地の取得時期を翌年にずらす必要があると判断した。

ところで、以上のようなことをすることは、単なる事務処理の問題ではなく、後述するとおり被告人が強い関心と利害関係を持つ本件4億円や本件土地の権利関係を不明確にしかねず、また政治資金規正法に違反する違法行為ともなるので、石川は、独断でこれを行うことはできないと考えた。

そこで石川は、遅くとも10月24日ころまでに、被告人及び大久保に対して、本件4億円を簿外処理することと本件土地の所有権移転登記手続を翌年に先送りする必要があることを説明し、それぞれその了解を得た。

(2) 被告人らの承諾を得たことから10月24日ころ、石川は大久保からミブコーポレーションの担当者に電話をしてもらい、本件売買契約に基づく代金の支払は予定どおり同月29日に行うが、所有権移転登記手続を翌年に先送りすることができないかを打診した。ミブコーポレーションを通じてこの要請を受けた東洋アレックスは、本件土地代金の支払、引渡し等の売買条件の変更がなければ所有権移転登記手続を翌年に先送りすることを承諾し、10月28日、陸山会と東洋アレックスは、29日は所有権移転仮登記だけにとどめ本登記は平成17年1月7日に行うこと、これによって平成17年の固定資産税が1月1日の登記名義人である東洋アレックスに課されるので陸山会がこれを負担することなどを内容とする合意書を作成、締結した。この合意に基づき、本件土地の所有権移転本登記手続は、平成17年1月7日に行われた。

(3) 石川は、平成16年10月28日に上記合意書を締結することで収支報告書に記載する本件土地の取得時期を平成17年に先送りすることができたと考え、同日午後遅く、りそな銀行衆議院支店に赴き、本件土地の購入資金として、陸山会の定期預金4億円を担保にし2年程度で返済するので被告人名義で4億円を借り入れたい旨を申し込んだ。翌29日朝、同行からその承諾を得たので、同日午前9時21分から午前11時20分ころにかけて陸山会、民主党第

4支部、誠山会、政経研究会の普通預金口座から合計3億0500万円を本件りそな陸山会口座に送金し、同口座の残金と合わせた4億円で陸山会の定期預金を作り、同日、これを担保にして同行から、被告人名義で返済期限を1年後とする4億円を借り入れた。

なお従前りそな銀行衆議院支店からは不動産購入資金を陸山会名義で借り入れていたが、このときは石川が被告人名義での借入れを申し込み、そのように実行されたものである。

被告人が借り入れた上記4億円は利息を差し引かれ、同日、被告人の口座に振り込まれたので、石川は同日午後、本件りそな陸山会口座に移動させた（被告人がりそな銀行衆議院支店銀行から借入れ、陸山会に転貸したこの4億円を、以下「本件転貸金」という。）。

(4) 石川は、りそな銀行衆議院支店に本件転貸金の借入れを申し込む前に、赤坂事務所において被告人に対し「先生からの4億円が表に出ないように、深沢8丁目の土地について、銀行からの借入れで決済をしたという外形を整えたいので、陸山会が先生経由で、りそなから4億円の借入れをしたいのですが。陸山会名義で定期預金を組み、それを担保として融資を受けたいと思います。」と述べ、被告人もこれを了承した。被告人の了承を得たことから石川は、上述のとおりりそな銀行衆議院支店に対して本件転貸金の借入れを申し込み、その際、同行から融資申込書及び約束手形用の紙を受け取ったのでこれに所定事項を書き込んだ上、29日赤坂事務所において被告人に対して「先日、ご了解を頂いている定期預金担保貸付の件ですが、先生ご自身のご署名を頂く必要のある書類がありますので、よろしいでしょうか。」と、被告人の署名押印を求めた。これに対して被告人は、既に借入れの趣旨が本件4億円を簿外処理した場合に陸山会に本件土地の購入資金があるように装うためであること等を十分理解していたことから特段尋ねることもなく「おう。」と言ってこれを承諾し、その場で「それで、どこに署名すればいいんだ。」と言いながら石川の指示に

従い、自らの住所氏名を自署した。

2 石川の犯行状況と被告人らの共謀の状況

(1) 以上のとおり、被告人、石川、大久保は、平成16年10月24日ころ、本件4億円を簿外処理することに合意し、これを陸山会の平成16年の収支報告書の「収入」に算入しないこと、そのころ、本件土地の所有権移転本登記手続を平成17年に先送りして本件土地の取得時期を平成17年と偽ることに合意し、陸山会の平成16年の収支報告書の「資産」に本件土地を記載しないこと、併せて本件土地の購入代金等を平成17年に支払うものと仮装し、平成16年の「事務所費」に含めずその金額を過小に記載すること、これを平成17年の「事務所費」に含め虚偽の記載をすることを共謀した。

(2) 石川は、平成17年1月ころから、平成16年の会計帳簿を整理して平成16年の陸山会の収支報告書の原案の作成をはじめ、同年3月末ころに原案を完成させた。この作成に当たっては、石川は、前述した大久保及び被告人らとの共謀に従い、本件4億円を政治資金規正法12条1項1号リによって記載しなければならない借入先である被告人からの借入金に含めずその年の収入額欄にこれが5億8002万4645円である旨の虚偽の金額を、また本件土地の購入代金等のうち平成16年中に支払みであった3億5261万6788円を事務所費に含めずその金額を過小に記入し、また既に平成16年中に購入済みの本件土地を資産として記載しなかった。

石川は、平成17年3月下旬ころ、衆議院第一議員会館内の被告人の事務所において、大久保に対して陸山会を含む本件5団体の収支報告書案や、これら各団体の平成16年における収入総額や支出総額等をまとめた一覧表を手渡してその内容を説明した。なお、陸山会の「借入金」に本件4億円が記載されていないことから収支報告書の収支一覧表の収入総額は7億3125万4111円となっていた。説明にあたり石川は、本件4億円や本件土地の購入時期を平成17年とし平成16年の収支報告書から外すことが既定路線となって

いたことから、「小沢先生からお借りした4億円と、深沢の土地購入の件は外しています。」との簡単な説明にとどめたが、大久保自身この点を十分に了解していたことからそれ以上の詳しい説明は求めず、「分かった。じゃあ、これを出しておいてくれ。宣誓書に私の名前を書いて添付しておいてくれ。」旨、石川の作成した収支報告書案が記載すべき事項を記載せずまた虚偽の記入を含むものであることを知りながらこれをそのまま提出することを了承した。

さらに石川は、そのころ、赤坂事務所において被告人に対して「先生、収支報告書を提出する前に報告したいんですが、よろしいでしょうか。」などと声をかけ、大久保に対する説明と同じ要領で「今年の陸山会の収支ですが、収入総額が7億3125万4111円、支出総額が1億2120万2731円、今年への繰越額が6億1005万1380円となっています。」などと言って報告した。陸山会の平成16年の収入は、真実には本件4億円の他本件転貸金があるのであるから、収入総額が8億円以下であることはあり得ず、収入総額が7億3000万円あまりであるとする収支報告書が虚偽であることは、本件4億円及び本件転貸金の処理にいずれにも直接関わった被告人には直ちに分かることであった。しかし前述した10月当時の石川の説明からこの収支報告書案が本件4億円を記載していないことや本件土地の取得時期を翌年送りにしたことを被告人は十分に理解していたことからこれを何ら問題とせず、「分かった。分かった。きっちりやっておいてくれ。」と述べ石川が原案とおりの収支報告書を提出することを了承した。

- (3) 大久保及び被告人の承諾を得た石川は、池田に指示して陸山会を含む本件団体の収支報告書に添付する宣誓書に記名押印させ、平成17年3月31日ころ、総務大臣宛の収支報告書を、東京都新宿区西新宿2丁目8番1号所在の東京都選挙管理委員会に提出した。

第4 公訴事実第2の犯行状況

1 石川から池田への引継ぎ

石川は、衆議院議員選挙へ立候補するため、平成17年6月末で退職することとなっていたので、池田はその後任として赤坂事務所に異動となり、平成17年1月4日ころから同所に勤務するようになった。石川は、池田に平成16年分の収支報告書の作成を手伝わせるとともに、それまで石川が担当していた本件5団体の会計処理などの業務の引継を進めた。事務引継の過程で石川は池田に対し、「必ず小沢先生にも報告しなければいけない」旨も引き継いだ。

池田は、平成16年分の収支報告書の作成を手伝うなかで通帳との突き合わせを行ったが、本件土地代金の支払が収支報告書に記載されていないことに気づいた。そこで石川に確認したところ、石川は「平成16年中にこの土地代金等は支払済みだけど、平成17年1月7日の所有権移転登記に合わせて、平成16年分の収支報告書には記載せず、平成17年分の収支報告書に載せればいいから。」と語り、さらに平成17年7月上旬に赤坂事務所を離れるにあっても、池田に対して念押しした。また池田は、上記作業の過程で、平成16年10月に4億円近い入金や本件5団体からの入金があったにもかかわらずこれが収支報告書に記載されていないことに気づいたが、石川から「気にしなくていいから。」と言われていたので、これを除外して収支報告書との突き合わせを行った。その後池田は石川から「平成16年に深沢8丁目の土地を購入する際、陸山会は小沢先生から運転資金として4億円を借りていたんだ。」と聞き、簿外とされた本件4億円が存在することを知り、平成16年10月の現金入金額3億8492万円と手付金等として現金で支払った1508万円（合計4億円）がこれに当たることに気づいた。

平成17年3月ころ、石川は池田に対して本件土地の購入代金等の支払に関する収支報告書への記載について「登記は平成17年1月7日にしたので、それに合わせて代金の支払も1月7日にして、平成17年の支出として収支報告書に計上しておいてくれ。」と指示した。

2 池田の犯行状況と被告人らとの共謀の状況

- (1) 池田は、平成18年2月ころから陸山会等の収支報告書の原案の作成を始めた。前述のとおり、平成17年3月ころに石川から、本件土地の購入費を平成17年の支出として収支報告書に計上するよう指示されていたことから、池田は、この方針に従って、準備を開始した。そうしたところ、平成16年中には陸山会に本件4億円が入金されていたにもかかわらずこれが簿外とされていたこと、後記表1の平成16年の資金移動が記載されていないことなどのために、預貯金の金額と帳簿上の繰越残高との辻褄が合わなくなることが判明した。そこで池田は、平成18年3月ころ、石川と相談し、後記表1の平成17年の記載のとおり、実際の資金移動がないものの本件5団体から寄付があった旨の記載をすることとした。しかも、1月7日に本件土地代金などを一括して支払ったことにするには、その時点で担保の設定されていない預金が土地代金額以上存在していなければならないところ、これに不足していたことから、上記寄付を1月5日にあったことにして辻褄を合わせることにした。以上の偽装工作をふまえ、池田は、平成18年3月ころ、実際には平成16年10月29日に購入していた本件土地の購入日を平成17年1月7日とし、16年中に支払っていた土地代金等3億5261万6788円を平成17年中に支払ったとして同年の事務所費を上記土地代金額を含む4億1525万4243円とする虚偽の記載を含む収支報告書の原案を作成した。
- (2) 池田は、平成17年12月から同18年3月ころの間、被告人から、「最終確定のものでなくてもよいから、陸山会など5団体の収入と支出の総額がどれくらいになるか教えてくれ。」と指示された。そこで池田は、そのころまでの本件5団体全体の収入金や支出金の総額、繰越額等をまとめて、そのころ赤坂事務所において、被告人に報告した。その報告の際、石川から本件土地の購入代金等を17年の支出とすることについては被告人の了解を得ていると聞いていたことから、池田は被告人に対して「石川さんから引き継いだとおり、平

成17年の収支報告書に、平成16年に支払った深沢8丁目の土地約3億5000万円を計上しておきますから。」との説明を加えた。被告人も前述のとおり平成16年の収支報告書の作成段階で了承していたことから、池田の上記説明に対してこれを制止することなく「ああ、そうか。分かった。」と言ってこれを了承した。

池田は、被告人の上記了承を踏まえ、前記のとおり17年の収支報告書の原案の作成を進め、平成18年3月ころ、前記のとおり虚偽の記載を含む収支報告書の原案及び本件5団体の年間の収入と支出をまとめた一覧表を大久保に見せたうえ説明したが、その際同人に対して「平成16年に支払った深沢の土地代金の分も、平成17年に支出として載せてあります。」旨虚偽の記載を含むものであることを説明した。これに対して大久保は「ああ、そっか。そっか。判子押して、出しておいてくれ。」などと言って、虚偽の記載のある収支報告書を提出することを承諾した。

池田はさらに平成17年分の収支報告書を提出する前に被告人に対して、「石川から引き継いだとおり、平成17年分の支出に、平成16年に支払った深沢8丁目の約3億5000万円の土地代金を計上しております。」と念のため説明した。これに対して被告人は、「ああ、そうか。」と言ってこれを承諾した。

- (3) 以上のとおりの経過で、虚偽の記載を含む平成17年分の陸山会の収支報告書を提出することの承諾を得たことから、池田は、収支報告書に添付する宣誓書に所定事項と大久保のサインをし、あらかじめ預かっていた大久保の印鑑を押して虚偽の記載を含む総務大臣宛の収支報告書を完成させて、平成18年3月28日、これを東京都選挙管理委員会に提出した。

第5 被告人と石川が本件4億円を簿外処理すること等に合意したことを推認させる間接事実

1 被告人の秘書らが従前作成していた陸山会の収支報告書の記載内容に比し本件4億円を簿外処理するなどした平成16年及び17年の収支報告書が異質である

(1) 陸山会が不動産の購入を始めた平成6年以降の本件5団体の経理事務の処理やこれに基づく収支報告書の作成は、平成6年から高橋嘉信、南裕史、平成8年から高橋、樋高剛、平成12年から大久保、石川、平成17年からは、大久保、池田が、それぞれ行ったが、これらの者はいずれも被告人の秘書である。それぞれ後者が、実際の経理事務の処理を担当し、収支報告書の作成についてその役割を中心的に担った。この間陸山会は、本件5団体の収入によって多数の不動産を購入し、また陸山会、政経研究会、誠山会は、和子に多額の賃料を支払っていた（なお政治団体の「収入」は借入金を含むが、その返済は、実質的な収入である寄附金や政治資金パーティーの収入等から行われることになる。一方、元金の返済も「支出」となる。）。

会計帳簿によってその内容が確認できる平成12年以降の本件5団体間の資金移動を除く本件5団体を合計した収入、支出の合計の推移は、後記表2記載のとおりである。この間、平均毎年約3億3900万円の収入があり、約3億4800万円を支出し、支出のうち約2億1500万円（約62%）が不動産関係（不動産の購入、賃借等）に支出されている。

(2) 陸山会の不動産の購入実績は以下のとおりである。

- ① 平成6年5月18日、6月6日 港区所在のマンション「元赤坂タワーズ902号室」及び駐車場 購入代金（以下、同じ。）1億5210万5000円
- ② 平成6年12月22日 港区所在のマンション「プライム赤坂204号室」1709万7005円
- ③ 平成6年12月22日 港区所在のマンション「ライオンズマンション赤坂志津林305号室」1650万円

- ④ 平成6年11月25日 千代田区所在のマンション「グラン・アクス麴町602号室」 1億1000万円
- ⑤ 平成7年1月25日 港区所在のマンション「チュリス赤坂701号室」
1億7000万円
- ⑥ 平成11年1月29日 港区所在のマンション「クレアール赤坂203号室」
2410万円
- ⑦ 平成11年11月30日 奥州市所在の土地・建物「水沢事務所」 4200万円
- ⑧ 平成13年1月18日 港区所在のマンション「デュオ・スカーラ赤坂802号室」 3350万円
- ⑨ 平成13年12月11日 港区所在のマンション「ラ・セーナ南青山502号室」 3320万円
- ⑩ 平成15年3月25日 仙台市所在のマンション「グランステイツ勾当台公園802号室」 3330万円
- ⑪ 平成15年3月31日 盛岡市所在のマンション「ジェネラス開運橋905号室」 2650万円
- ⑫ 平成16年10月29日 世田谷区所在の土地 3億4264万円（本件土地）

陸山会が購入した上記①ないし⑫の不動産の購入代金等の支払は、すべて陸山会の資金によって行われ、被告人が自己資金を提供したことはなかった。そして和子から購入した⑦を除きすべて銀行借入れによっている。銀行借入れは、陸山会がりそな（大和）銀行から借り入れる場合と、陸山会名義による借入れを認めない他の銀行から被告人個人名義で借り入れ、これを陸山会に転貸する場合がある（ただし⑨は被告人が購入した後に陸山会が被告人から購入し、被告人個人のりそな銀行からの借入れを陸山会が代払している。）。その詳細及びそれぞれの毎年の期末残高は、後記表3記載のとおりである。

なお、このうち被告人ないし本件5団体の政治活動に利用された不動産は、③（倉庫）、⑤（赤坂事務所）、⑦（水沢事務所。なお⑦は以前から利用されていたが、平成11年に和子から4200万円で購入し、平成18年5月22日に「小澤一郎」に所有権移転登記がなされている。）である。これらは秘書らの住居には利用されていない。多数の不動産の取得についてメディア等から批判を受けたことから、平成21年末までに、都内にある8物件のうち5物件について売却等の処分がなされている。

(3) また、陸山会、政経研究会、誠山会は、次のとおり和子から建物を賃借し、平成12年以降は毎月合計344万円の賃料を支払っている。

和子は、被告人の私邸の正面入口部分に所在する第三者が所有する土地上に建つ建物を賃借し、当該建物を陸山会に転貸し、陸山会は和子に対し、平成4年ころから賃料を支払っている。平成12年以降、その金額は、毎月205万円である。

また和子は、被告人の私邸近くの2棟の建物を旧秘書寮として賃貸し、政経研究会、誠山会は和子に対し、平成7年以降、それぞれ毎月69万5000円の賃料を支払っている。

(4) 以上のような不動産の購入や賃料の支払は、金額も多額である上、本件5団体への政治献金や政治資金パーティーによって集めた政治資金の支出としてその合理性に疑問のあるものも存していた。しかし被告人が自己資金を提供した本件土地の購入の際とは異なり、収支報告書の作成をした秘書らは、収支報告書に記載すべきこれらの不動産の購入や賃料の支払などにかかわる情報について平成15年まではわずかな記載ミスを除き事実どおり正確に本件5団体の会計帳簿や収支報告書に記載し、故意に虚偽記入や不記載をすることはなかった。

2 本件4億円を簿外処理し本件土地の所有権移転登記手続を遅らせ本件転貸金を借り入れることは被告人の意向、利害ときわめて深く関わる一方、大久保、

石川らには被告人の意向，利害を離れてこれらのことをする固有の動機はなくまた秘書らが重要な問題について被告人の指示を仰がず独自の判断で行動することはなかった

- (1) 政経研究会，誠山会は，それまでも毎月合計139万円も支払って被告人の秘書が居住するための旧秘書寮を確保しており，数名の秘書のための新しい秘書寮を建築するために，476㎡ある本件土地を約3億5000万円も支出して購入する必要はなかった。現に，本件土地には，平成17年7月29日になって，単身者用の建物が，また「事務所費問題」が注目された後である平成19年3月12日になって家族用の建物が建てられたが，これらはいずれも簡易な造りで建坪も狭く本件土地の多くの部分は現在も空地となっている。

しかも，本件土地購入後も，上記の賃料の支払はそのまま継続しており，賃料負担は軽減されなかった。

このように本件土地を購入する必要性は陸山会自体には乏しかったが，被告人は本件土地を気に入り，秘書らに本件土地全部を購入するように指示し短期間で本件売買契約の締結をさせている。しかも被告人は陸山会の資金による購入が困難であると知らされるや，従前の陸山会の不動産の購入にはすべて本件5団体の政治資金を充て自らの資金を提供したことは一度もなかったにもかかわらず，今回は直ちに自己資金である本件4億円を提供する旨を申し出，これを速やかに用意した。

以上のとおり，本件土地は被告人の強い意向のもとに取得され，その資金は被告人の個人資産から陸山会に提供されたものであり，その処理をどのようにするかは，被告人の利害に深く関わることであった。

所有権移転本登記を翌年1月にずらすことは既に売買代金全額を支払っている陸山会の権利をそれだけ不確かなものにする。さらに本件4億円の貸借について何らの書面も作成せず，その授受も現金でなされているのに，これを会計帳簿や収支報告書に記載しないことは，本件4億円について被告人の権利を裏

付ける一切の痕跡を消し去る行為であり、被告人の利害に直結する。

- (2) 一方、大久保は、陸山会の会計責任者、石川及び池田は、会計責任者の職務を補佐する者として、陸山会の収支報告書に虚偽記入をしあるいは記載すべき事項を記載しなかった場合には、政治資金規正法違反の罪責を問われる身分を有していた。また、本件4億円は被告人の自己資金であって大久保ら3人はこれにつきそれぞれは何らの利害関係も有しておらず、その存在が公表されたとしても、法律上はもちろん、政治的その他の事実上の不利益を何ら受ける立場にはなく、被告人の利害、立場を離れてこれを簿外とすべき固有の動機は存在しない。

また、大久保ら3名はいずれも被告人の書生を経て秘書となった者たちであって、被告人を政治上の師と仰いでおり、被告人と毎朝打ち合わせをするほか、随時赤坂事務所等で打ち合わせをし、秘書らが重要な問題について被告の指示を仰がず独自の判断で行動することはなかったし、被告人も秘書らが被告人の指示を仰がず、また指示に反して行動することを許さなかった。例えば被告人は、失敗したコピーの裏紙をファックスに使用すると紙詰まりを起こしやすいとの判断からプリンターのみに使用していた石川を、被告人の指示に反したとして厳しく叱責したほどであった。

- 3 本件4億円を簿外処理したことからその後その辻褃合わせのためにさまざまなことが行われたが被告人はこれらにも関与していた

- (1) 本件4億円を簿外処理したことの辻褃合わせのために必要な本件転貸金の借入れをした

上述したとおり石川は、本件4億円を簿外処理すると陸山会の平成16年期首の繰越残高に期首から購入時までの収支差額を加算した金額では収支報告書上は本件土地を購入する資金がないことになるので、陸山会に本件土地の購入資金があるように装うため、本件5団体から陸山会に資金を移動し陸山会の資金と併せて4億円の定期預金を組みこれを担保にしてりそな銀行衆議院支

店から本件転貸金4億円を借り入れた。しかしこれは本件4億円の返済に充てられておらず、わざわざ陸山会が利息を負担してこのような借入れをするには、上記の辻褄合わせ以外の何らの必要性もなかった。

一方、従前りそな銀行衆議院支店からは陸山会名義で借入れしていたのに、石川が本件転貸金をわざわざ被告人個人の名義で借り入れたことから、陸山会は本件4億円を返済していないにもかかわらず収支報告書に「小澤一郎」からの借入金4億円を2年間で返済したとの記載をすることができた。

被告人はそれまでも不動産購入のために個人名義で銀行借入れをしこれを陸山会に転貸したことがあったが、それは借入後陸山会が分割返済するもので被告人自身は何らの負担もしていない。しかし今回は、本件土地の購入代金として既に自己資金4億円を提供しているのに、その返済のためでないことを知りながら、1年間で返済しなければならない本件転貸金4億円を借入れするために必要な書類に直ちに被告人自身で署名した。

(2) 「事務所費問題」等について虚偽の説明をした

平成18年5月ころ、週刊現代が「小沢一郎民主党代表の“隠し資産”6億円を暴く」と題して、陸山会が多数の不動産を購入し、小澤一郎名義で登記していること等を問題視する記事を掲載し、また平成19年1月ころ自由民主党所属の国会議員の事務所費が問題となった。そこで、被告人は、平成19年2月20日記者会見をしてこの問題について弁明を試みた。その際被告人は、被告人が本件4億円を陸山会に提供しさらに本件転貸金4億円を借り入れた平成16年10月を含む「平成16年『陸山会』事務所費」には本件土地の購入費が計上されず、「平成17年『陸山会』事務所費」に計上されていたにもかかわらず、「3年間とも、事務所費に関する経費の架空計上、付け替え、虚偽記載などが無い」と虚偽の説明をした。

更に被告人は、「公私の区別をはっきりさせるために、不動産の購入契約は『陸山会』の名で交わし、そのうえその都度、私個人としては購入した不動産

に対して何の権利もないことを書面で確認しております」と説明した上、本件土地について「陸山会代表者小沢一郎」と個人である「小澤一郎」間で作成した平成17年1月7日付「確認書」を公表し、「代金を支払った際にこのような確認書を作成しています」などと説明した。しかし、上記確認書は、実際には記者会見の前日か前々日に自らサインして作成したものであり、また代金支払日も真実と異なるものであったが、被告人はこれらの事実を知りながら、敢えて虚偽の説明をした。

平成19年2月下旬頃、週刊文春は上記記者会見の結果を踏まえて、被告人側に質問書を送付した。被告人は、池田名義で行う回答書の原稿に自ら目を通し、本件土地取得のための借入れは、実質は陸山会がその所有不動産取得のために金融機関から借り入れたものであるとの記載に修正させ、本件不動産取得の原資が本件4億円であることを隠蔽するために虚偽の回答をさせた。

(3) 本件土地取得の原資に社会の関心が高まるや本件5団体の資金繰りを無視し簿外で本件4億円の返済を受け本件4億円の存在を隠蔽しようとした

更に上記のような報道がなされ、早晩本件4億円の存在が明らかとなりその出所やもともと寄附金ではないのかなどと追及がなされることが予想されたので、これに備えるため、本件5団体の収支状況は平成16年ころとほとんど変わらず4億円もの資金を返済する余裕はなく返済が約束されていたわけでもないのに、被告人は急遽、平成19年5月2日、簿外処理されていた本件4億円について簿外で返済を受け、本件4億円の存在を消し去った。しかし本件5団体の収支状況が無視してなされた被告人への返済の結果、本件5団体の資金繰りは逼迫した。

池田は、被告人に対する返済資金を確保するため、5月1日、民主党第4支部、誠山会、東京後援会の預金口座から本件りそな陸山会口座に、合計2億0500万円を移動し、既存の預金残高と併せて4億4000万円足らずとなった中から、5月2日、後述する平成17年5月2日の4億円の返還時と同様に、

りそな銀行衆議院支店の行員を立ち合わせて同口座から4億円を出金し、これを赤坂事務所に届けさせ、その後被告人に返済した。なおこの資金移動のため平成19年においても本件5団体の繰越残高等の辻褄が合わなくなったため後記表1記載のとおり資金移動について虚偽記入、不記載をしている。

その結果、平成19年4月末に平成15年末とほぼ同額の7億4000万円あった本件5団体の預金残高が、平成19年末には3億円を切り、余剰金を運用している外貨定期預金及び借入金の担保となっている定期預金を除く普通預金残高は大幅に減少して9000万円程度となり、それぞれの口座残高も極端に減少し、政治団体によっては通常の経費の支払にも支障が生じる状態となり、平成21年に必要となった被告人が民主党の立候補予定者の選挙活動の支援にあてるための政治資金が枯渇した

すなわち陸山会は、民主党から平成21年8月30日の衆議院議員総選挙に出馬する予定の政治家の92の政治団体に、平成21年7月21日、4億4200万円、7月27日、200万円、8月17日、500万円、合計4億4900万円の寄附をしたが、その際、被告人から民主党の立候補予定者の選挙活動の支援にあてるためにどのくらい資金を用意できるかと問い合わせを受けた池田の後任の経理事務担当者の佐藤亜里は、本件5団体で1億3000万円ぐらいである、「やりくりは大変ですけど。」と伝えた。実際には、陸山会は本件5団体の資金等を集めて8500万円を上記寄附にあてただけであり、残りの3億7000万円は、陸山会及び民主党第4支部の収支報告書には、改革フォーラム21から3億7000万円がいったん民主党第4支部に寄附され、さらにこれが陸山会に寄附された旨記載されている。改革フォーラム21には、自由党に交付された多額の政党助成金が入金されているのではないかと批判されていたし、陸山会は5000万円までの寄附しか受けることができないのに民主党第4支部を経由することで3億7000万円もの寄附を受けるとは違法な迂回献金であるとの指摘を受けることも予想されたが、本件4億円

を簿外で返済し本件5団体の政治資金が枯渇したことからやむを得ずこのような方法をとったものである。

- 4 被告人は資産公開に当たっても本件転貸金のみ公表し本件4億円は隠蔽した
- 被告人は、資産公開法に基づく資産公開にあたって、生計を一にする親族との間の貸借を除く貸付金及び借入金について、平成15年11月9日を基準日とする資産報告書ではそれぞれ1億2944万円余りであると公表し、平成16年12月31日を基準日とする平成15年11月9日以降に取得した資産等に関する資産等補充報告書では、これがそれぞれ4億円であると公表した。平成15年11月9日から平成16年12月31日までに生じた貸付金及び借入金がそれぞれ4億円だとしているのであるから、これらは本件転貸金のことであり、被告人は資産公開に当たっても本件4億円の存在を隠蔽した。

- 5 被告人と陸山会との間では平成16年の本件4億円以外にも巨額な現金の授受がなされているがそれらはいずれも簿外で処理された

上述したように、被告人は平成16年10月12日ころ、本件4億円を陸山会に提供し、これは平成19年5月2日、被告人に返済されたが、そのいずれも簿外で処理された。

これとは別に被告人は、平成17年3月に自己資金4億円を現金で陸山会に交付し、石川はこれを最終的に陸山会の銀行預金とした上、5月2日、平成19年の本件4億円の返済時と同様にりそな銀行衆議院支店の行員を立ち会わせて4億円を出金してこれを赤坂事務所に届けさせ、その後被告人に返還しているが、そのいずれも簿外で処理された。

第6 その他情状

表 1

平成	金額	収入	支出	内容
16	9500万円	陸山会	政経研究会	不記載
	2000万円	同上	誠山会	同上
	7000万円	同上	第4支部	同上
	2000万円	第4支部	陸山会	同上
	2000万円	誠山会	陸山会	同上
17	1億3000万円	陸山会	第4支部	架空記載
	1億5000万円	同上	誠山会等	同上
	2000万円	同上	東京後援会	同上
19	5000万円	同上	第4支部	同上
	2000万円	同上	政経研究会	同上
	1500万円	同上	政経研究会	不記載
	4000万円	同上	誠山会	同上

表 2

年度	収入の合計	支出の合計	不動産関係の支出の合計
平成 1 2 年	319,635,491	263,632,597	107,288,656
平成 1 3 年	※ 1 448,812,094	308,494,828	141,039,272
平成 1 4 年	397,938,291	281,046,626	171,946,308
平成 1 5 年	※ 2 317,656,648	278,856,827	143,214,257
平成 1 6 年	※ 3 650,638,720	219,378,837	83,721,417
平成 1 7 年	234,552,704	787,853,167	669,418,436
平成 1 8 年	200,237,318	439,463,032	307,401,205
平成 1 9 年	142,591,030	※ 4 202,643,070	93,531,439
合計	2,712,062,296	2,781,368,984	1,717,560,990

※ 1 不動産購入のための借入金 3 5 0 0 万円が収入の計算から漏れている。

※ 2 うち 5 6 5 0 万円は不動産購入のための借入金である。

※ 3 うち 4 億円は本件転貸金であり、本件 4 億円の借入れは記載されていない。

※ 4 本件 4 億円の返済は記載されていない。

表 3

平成	月日	被告人	りそな銀行	不動産
6	5/17		160,000,000	①
	11/25	138,000,000		④
	12/22		37,000,000	②③
	期末残高	138,000,000	189,470,653	
7	1/25	162,000,000		⑤
	期末残高	282,083,671	173,425,913	
8	期末残高	261,557,789	155,510,576	
9	期末残高	240,179,817	136,801,610	
10	期末残高	218,354,546	117,681,602	
11	3/25		25,000,000	⑥
	期末残高	196,025,582	116,815,380	
12	期末残高	173,187,974	88,266,368	
13	1/15		35,000,000	⑧
	12/5	28,000,000		⑨
	期末残高	177,964,887	88,006,110	
14	期末残高	145,159,632	0	
15	3/18		30,000,000	⑩
	3/31		26,500,000	⑪
	期末残高	118,549,268	52,573,793	
16	10/29	400,000,000		⑫
	期末残高	491,478,416	47,263,810	
17	期末残高	263,939,061	41,866,775	
18	期末残高	35,928,973	36,399,529	

19	期末残高	7,452,131	30,887,954	
----	------	-----------	------------	--